規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(仮称)
規制の名称	進学準備給付金の支給に伴う報告徴収等の創設
規制の区分	新設
担当部局	社会•援護局保護課
評価実施時期	平成30年1月
	【規制の目的、内容】 被保護者である高校生等であって大学等に確実に入学すると見込まれるものに対し、進学準備給付金を支給する制度を新たに創設することとした。当該制度の創設に伴い、 (1)給付金の支給に関し必要があるときに、被保護者や大学等の長に必要な事項の報告を求めることができる規定を設けること (2)不正に給付金を受給した場合は罰則(3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)の適用対象とすること という規制を新たに設けた。 規制の新設を行わない場合は、給付金の支給に関し必要な事項等について被保護者等に対して報告を求めることができず、不正受給に対する罰則の適用ができないため、適正な給付金の支給を図ることができない。 【必要性】 (1)給付金の支給に関し必要な事項について、被保護者等からの届け出とし、正当な理由なく届け出を行わない者に対しては、進学準備給付金の支給を行わないことが非規制案として考えられる。 この場合、例えば被保護者等に対して報告についての裏付けとなるために、必要な調査を行うことができず、進学準備給付金の不適正な支給が生じることにより、行政費用が増大されるおそれがある。 (2)不正に給付金を受給した場合に罰則を科さず、給付金を不当利得として返還させることが代替案として考えられる。この場合、不正利得の徴収の規定のみで適正な給付金の支給を担保することとなり、不正受給を防止する効果が十分でなく、不要な支出が生じ、社会的費用がかえって増大するおそれがある。これらのことから、改正案の方が適切と考える。
	進学準備給付金の支給対象となる生活保護受給者や大学等の長は当該給付金の支給に関し必要な事項について、支給する機関から報告を求められた場合は報告に応じる負担が生じ、また、正当な理由なくこれらの報告に応じなかった場合や、当該給付金を不正受給した場合は、罰則(3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなる。
直接的な効果(便益)の把握	給付金の支給に関し必要な報告を求めること等により、給付金の支給の適正な実施が図られ、不正受給の防止につながり、適正な給付金の支給を確保することができる。
副次的な影響及び波及的な影 響の把握	給付金を支給する制度の創設に伴う規制であり、影響は当該給付金の支給事務の範囲にとどまるものであるため副次的な影響はない。
費用と効果(便益)の把握	生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われているものであることから、国民の信頼が得られる公正な運用が行われることが 重要である。被保護者等に罰則が適用される可能性はあるが、給付金の適正な支給の確保が被保護者等に課す負担を大きく上回る。
代替案との比較	給付金を支給する制度の創設に伴う規制であり、対象や手法等にオプションを想定しうる規制ではないため
その他の関連事項	
事後評価の実施時期等	法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとしている。